

事業者及び管理者の方向け

適性診断・管理者講習

～就職・転勤が多い時期、診断・講習をお忘れ無く～

公開している講演資料一覧

中部運輸局

講演資料はMission 1 st運動のページからダウンロードできます。是非ご利用ください。

<https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

平成30年

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：適性診断）

10～12月期講演資料（テーマ：健康管理）

平成31年（令和元年）

1～3月期講演資料（テーマ：ハード面の安全対策）

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：指導監督）

10～12月期講演資料（テーマ：ドラレコ活用）

令和2年

1～3月期講演資料（テーマ：車両の点検整備）

4～6月期講演資料（テーマ：運転者に対する指導監督～予測・回避～）

7～9月期講演資料（テーマ：手続き・確認をお忘れなく）

10～12月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす）

令和3年

1～3月期講演資料（テーマ：右折による死傷事故を減らす（最近の右折事故事例））

4～6月期講演資料（テーマ：点呼）

7～9月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止1）

10～12月期講演資料（テーマ：飲酒運転防止2）

令和4年

1～3月期講演資料（テーマ：健康管理）

（今回公開） 4～6月期講演資料（テーマ：適性診断・管理者講習）

1. 適性診断

- 緊急事態（監査等での適性診断未受診の指摘が多発）
- 適性診断をなぜ受けなければならないか
- 診断結果を事故防止につなげる
- 受診対象・時期
- 診断実施機関

2. 管理者講習

- 今一度受講時期の確認を
- 修了証や手帳を無くさないように

3. 法令等の改正・お知らせ

1. 適性診断

中部運輸局管内の自動車運送事業者に対する
監査(巡回指導)実施結果

タクシー

監査実施件数全体の**5割超**^{注1}

バス(貸切)及びトラック

巡回指導件数全体の**3割**^{注2}

で**義務診断**(初任、適齢、特定診断)
の**未受診違反**指摘

注1 : 令和4年1月に中部運輸局管内で実施したタクシー事業の集中監査結果

注2 : 令和元年度～2年度に中部運輸局管内で適正化実施機関が実施した巡回指導結果

中部運輸局では監査等による義務診断未受診の結果を踏まえ、 以下の通達を発出、注意喚起をしています

タクシー事業対象

令和4年3月25日付け

令和3年度のタクシー事業者に対する集中 監査結果を踏まえた安全管理体制の徹底 について

全事業対象

令和3年11月11日付け

運転者に対する運転適性診断の適切な受 診及び指導の徹底について

中運自旅二第836号
中運自監旅第123号
令和4年3月25日

管内タクシー事業者 殿

中部運輸局自動車交通部長

令和3年度のタクシー事業者に対する集中監査結果を踏まえた
安全管理体制の徹底について

令和4年1月期実施の「タクシー事業者に対する集中監査」では、別添1のプレス
発表資料（令和4年2月15日発表）のとおり、多くの法令違反を確認しました。

先般、別添2により、国土交通大臣が認定する適性診断（以下、「義務診断」とい
う。）の適切な受診及び指導の実施を徹底いただくよう通知したところですが、今回
の集中監査においても違反事業者の半数に義務診断の未受診が認められ、事業者にお
ける指導が徹底されているとはいえない結果となっております。

また、今回の監査では、運転者の半数近くが適齢診断の対象となる65歳以上とな
るなど高齢化しており、事故の未然防止の観点から健康管理や勤務時間管理等の運行
管理が益々重要となるものと考えております。

つきましては、集中監査結果を踏まえ、貴協会傘下事業者に対し、別紙「タクシー
事業者自主点検表」による自主点検の実施及び安全な運行管理体制の周知徹底を依頼
します。

「タクシー事業者自主点検表」につきましては、各事業者において営業所ごとに内
容を記入のうえ、令和4年4月30日までに、直接、各県の運輸支局輸送・監査担当
あてに郵送又はFAXで提出いただきますようお願いいたします。

なお、提出された点検表の取扱い等関係については、運輸安全本部で確認すること

中運自監旅第 77号
中運自監貨第 76号
中運技保第111号
令和3年11月11日

管内各運輸支局長 殿

自動車交通部長
自動車技術安全部長

運転者に対する運転適性診断の適切な受診及び指導の徹底について

一般旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者は、それぞれ旅客自動車
運送事業運送規則及び貨物自動車運送事業輸送安全規則の規定に基づき、事業者が運
転する運転者の状況に応じ、国土交通大臣が認定する適性診断（以下、「義務診断」と
いう。）を受けさせ、その結果に応じた特別な指導を実施しなければならないとされ
ている。

令和3年度上半期に中部運輸局管内において実施された自動車運送事業者に対する
監査についてその状況を確認したところ、一般乗用旅客自動車運送事業者に対する
監査のうち義務診断未受診の指摘が監査件数全体の5割を超えたことが確認された。

また、管内の一般貨物旅客自動車運送事業者及び一般貨物自動車運送事業者に対し
適正化実施機関が実施している巡回指導においても令和元年度から令和2年度にか
け義務診断の未受診及び特別な指導の実施の指摘が巡回指導全体の3割に達して
いることが確認されている。

運転適性診断はその受診結果を基に運転者の運転適性を運転者自身及び事業者が
把握するとともに、事業者はその適性に応じたきめ細かな指導を行うことで事故の未
然防止を図るための極めて重要な取組の一つとして位置付けられ、これらの未実施は
違反行為として行政処分の対象となるのみならず重大事故に直結しかねない行為で
あり、適切な受診及び指導の実施が求められる。

ついでには、義務診断受診対象者の有無の確認、運転者の雇入れの日または運転者
の生年月日を把握することによる受診期日の特定・受診日の計画、受診結果を用いた
指導の計画的な実施等、運転適性診断の適切な受診及び指導を実施するよう、管内の
関係事業者に対し徹底されたい。

なお、別添のとおり中部運輸局自動車協会会長、管内各運行管理者講習認定機関、管
内各適性診断認定機関及び一般財団法人中部貸切バス適正化センター代表理事あて
通知したので申し添える。

義務診断未受診に関連する違反に対して、以下の行政処分基準が設けられています

自動車運送事業者に対する行政処分基準（全業態共通・抜粋）

違反行為 事項	基準日車	
	初違反	再違反
指導監督告示による運転者に対する特別な指導及び運転適性診断受診義務違反		
1. 特別な指導の実施状況		
① 一部不適切（実施1／2以上）	警告 （貸切20日車）	10日車 （貸切40日車）
② 大部分不適切（実施1／2未満）	10日車 （貸切40日車）	20日車 （貸切80日車）
2. 適性診断の受診状況		
① 受診なし1名	警告 （貸切20日車）	10日車 （貸切40日車）
② 受診なし2名以上	10日車 （貸切40日車）	20日車 （貸切80日車）

根拠

旅客自動車運送事業運輸規則第38条第2項、貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第2項

皆さん受診漏れの無いよう点検をお願いいたします。

受診**対象者**の把握

受診**時期**の確認

受診**計画**の策定

受診**申込**

適性診断の結果は運転の可否を判定するものではありません



適性診断をなぜ受けなければならないか

運転者の運転適性を知り、これを踏まえた適切な指導を行うことが
重要と考えます

各項目の評価が低いと、実際の運転の際、
周囲の状況等により注意を払う必要があります。

ただし、評価が低いからといって直ちに事故が
発生するものではありません。

何よりも大切なのは、自身の状況を良く理解
し、日頃から評価結果を意識した運転を行うこ
とです。

診断結果を事故防止につなげる

特別な指導（初任・適齢）時のみならず、日々の業務に診断結果を生かすことが、さらなる事故防止につながるものと考えます

適性診断結果の活用

診断結果は占いではない

受診しただけではもったいない

結果を事実として受け入れ、日々の運転業務に反映

- 悪い評価結果が当たったと想定し、何が起こるか**イメージ**してみる
- 評価が低かった項目のうち 1 つだけを取り上げ、1 日など期間を決め対応策を**実践**してみる（結果の振り返りも重要）

（実践例）

- 今日 1 回以上他車に道を譲ろう
- 今日 運転中確認したことをすべて声に出そう
- 今日 運転中イライラすることがあれば、必ず深呼吸しよう
- 今日 右左折時一旦停止しよう
- 自責によるヒヤリ・ハットが発生したときに適性診断結果を**見返**してみる（診断結果が当たっていなかったか）

適性診断結果は事故を未然に防ぐためのコミュニケーションツール

「注意の配分が右側に偏っている」との結果が出た。
まずは左のサイドミラーを見る時にしっかり首を動かす癖を付けよう

多少慌てやすい傾向が出ていますね。
大丈夫、運行の遅れはどうしたって出るもの、
いつでも落ち着いて運転してください

「思いやり運転ができてい
る」ようだね。ありがとう。こ
れからもこの調子でお願い
します

評価が低かったポイント
を改善できれば優良
ドライバーになれる。
一緒に頑張ろう



受診対象・時期

受診対象・時期を今一度確認し、受診漏れを防ぎましょう

適性診断の種類等一覧

種 類	対 象	受 診 時 期	内 容
一般診断	任意	任意（3年に1度が目安）	運転者の運転特性を明らかにするため、安全運転にとって必要なドライバーの心理・生理の特性を、科学的に測定し、結果について助言・指導を行う。
初任診断 （義務診断）	運転者として常時選任するために新たに雇い入れた者	当該旅客自動車運送事業者において、事業用自動車の運転者として選任する前（やむを得ない場合は乗務開始後1ヶ月以内）	診断の結果を基にプロドライバーとしての自覚、事故の未然防止のための運転行動等及び安全運転のための留意点等について助言・指導を行う。
適齢診断 （義務診断）	65歳以上の者	65歳に達した日以後1年以内に1回、その後75歳に達するまで3年以内ごとに1回 75歳に達した日以後1年以内に1回、その後1年以内ごとに1回	診断の結果を基に、加齢による身体機能の変化の運転行動への影響を認識してもらい、事故の未然防止のための身体機能の変化に応じた運転行動について助言・指導を行う。
特定診断Ⅰ （義務診断）	①死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こしたことがない者 ②軽傷事故を起こし、かつ、当該事故前の3年間に事故を起こしたことがある者	当該事故を起こした後、再度事業用自動車に乗務する前	交通事故を引き起こすに至った状況等について聞き取りを行い、運転経歴等を参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等についての助言・指導を行う。
特定診断Ⅱ （義務診断）	死亡又は重傷事故を起こし、かつ、当該事故前の1年間に事故を起こした者		受診者の運転性向の基本要因に係る諸特性を明らかにするとともに、交通事故を引き起こすに至った運転特性及びその背景となった要因などを参考に、交通事故の再発防止に必要な運転行動等について助言・指導を行う。

適性診断実施機関一覧（中部管内・詳細は各機関にお問い合わせください）

各県（愛知、静岡、岐阜、三重、福井）	
認定機関名	独立行政法人 自動車事故対策機構
認定年月日	平成13年9月1日
所在地	各都道府県の支所所在地
問い合わせ先	愛知 052-218-3017(名古屋主管) 静岡 054-687-3017 岐阜 058-263-5128 三重 059-350-5188 福井 0776-22-6006
認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ、特定診断Ⅱ）

愛知県		認定機関名	大興運輸 株式会社
認定機関名	中部交通共済協同組合	認定年月日	令和2年2月12日
認定年月日	平成15年6月4日	所在地	愛知県みよし市福田町屋敷裏75-1
所在地	愛知県名古屋市中区伊勢山2-5-21	問い合わせ先	0566-21-3416
問い合わせ先	052-715-5000	認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）
認定を受けている診断の名称	貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）	静岡県	
認定機関名	ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社	認定機関名	学校法人 静岡自動車学園
認定年月日	平成16年2月13日	認定年月日	平成29年2月16日
所在地	東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル11F 北棟	所在地	静岡県静岡市葵区宮前町71番地の1
問い合わせ先	052-228-9770（中部研修センター）	問い合わせ先	054-262-7562
認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）	認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）
認定機関名	一般社団法人 愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	認定機関名	株式会社 昭和自動車学校
認定年月日	平成25年9月19日	認定年月日	平成29年2月24日
所在地	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21番地127	所在地	静岡県富士市比奈かぐや姫2220-1
問い合わせ先	0561-36-1010	問い合わせ先	0545-38-0110
認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）	認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）
認定機関名	カリツー株式会社	認定機関名	株式会社 柿澤学園 （スルガ安全教育センター）
認定年月日	平成29年12月20日	認定年月日	平成29年2月24日
所在地	愛知県安城市三河安城町1-4-4	所在地	静岡県静岡市清水区興津中町522-1
問い合わせ先	0566-75-6312	問い合わせ先	0120-017-120
認定を受けている診断の名称	貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）	認定を受けている診断の名称	旅客（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ） 貨物（初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ）

適性診断実施機関一覧（中部管内・詳細は各機関にお問い合わせください）

認定機関名	株式会社 田方自動車学校	三重県	
認定年月日	平成29年4月10日	認定機関名	大東自動車 株式会社 (三重県南部自動車学校)
所在地	静岡県田方郡函南町間宮891番地の1	認定年月日	平成26年2月6日
問い合わせ先	055-978-2452	所在地	三重県伊勢市小俣町元町1648-10
認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)	問い合わせ先	0596-23-1155
認定機関名	株式会社 総合自動車学校	認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)
認定年月日	平成29年4月10日	認定機関名	三重県交通共済協同組合
所在地	静岡県浜松市東区和田町700番地	認定年月日	平成27年12月2日
問い合わせ先	053-461-6633	所在地	三重県津市桜橋3丁目53番地の11 三重県トラック 会館内
認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)	問い合わせ先	059-226-5437
岐阜県		認定を受けている診断の名称	貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)
認定機関名	株式会社 那加自動車教習場 (那加自動車学校)	認定機関名	株式会社 津ドライビングスクール
認定年月日	平成25年12月4日	認定年月日	平成31年2月14日
所在地	岐阜県各務原市那加西那加町28	所在地	三重県津市博多町3-15
問い合わせ先	058-389-2525	問い合わせ先	059-224-0188
認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)	認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)
認定機関名	株式会社 大原自動車学校	認定機関名	桂土地 株式会社 (上野自動車学校)
認定年月日	平成26年3月10日	認定年月日	令和2年2月12日
所在地	岐阜県多治見市幸町7-29-1	所在地	三重県伊賀市野間233
問い合わせ先	0572-27-2356	問い合わせ先	0595-21-1000
認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)	認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)
認定機関名	株式会社 ポラリス (福富自動車教習所)		
認定年月日	平成30年11月30日		
所在地	岐阜県岐阜市福富西ノ山2064-1		
問い合わせ先	058-229-1124		
認定を受けている診断の名称	旅客(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ) 貨物(初任診断、適齢診断、特定診断Ⅰ)		

2. 管理者講習

受講対象・時期

受講対象・時期を今一度確認し、受講漏れを防ぎましょう

運行管理者講習の種類等一覧

種 類	対 象	受 講 時 期	備 考
基礎講習	運行管理者として新たに選任した者のうち、基礎講習を受講していない者	選任届出をした日の属する年度 (やむを得ない理由※がある場合にあっては当該年度の翌年度)	平成24年4月以前から同一事業者において引き続き選任されている運行管理者を除く (平成24年4月以降一度でも解任された場合は、新たに選任を受けた時点で基礎講習受講義務が発生)
一般講習	①運行管理者として新たに選任した者 (基礎講習受講したことがある者) ②最後に基礎講習又は一般講習を受講した日の属する年度の翌々年度に達した選任運行管理者 ③事故等(※)が発生した営業所に属する選任運行管理者	①② 最後に基礎講習又は一般講習を受講した日の属する年度の翌々年度以降2年ごと ③ 事故等が発生した年度及び翌年度 (やむを得ない理由がある場合にあっては事故等が発生した年度の翌年度及び翌々年度) (既に事故等が発生した年度に①②の講習を受講している場合にあっては翌年度)	一般講習の代わりに基礎講習を受講することができる ※事故等 営業所において以下の事象が発生した場合 (1) 死者又は重傷者を生じた事故を引き起こした場合 (2) 行政処分の原因となった違反行為をした場合(輸送の安全に係るものに限り)
特別講習	事故等が発生した営業所に属する選任運行管理者 (当該営業所に複数の運行管理者が選任されている場合は統括運行管理者及び事故等について相当の責任を有する者として運輸管理部長又は支局長が指定した選任運行管理者)	事故等があった日から1年以内 (やむを得ない理由がある場合にあっては、1年6月以内) (運輸管理部長又は運輸支局長の指定を受けた運行管理者にあっては、当該指定の日)	【特別講習に限り支局等から受講通知がある】 対象者に対し、当該営業所を管轄する運輸監理部又は運輸支局から通知される

※ やむを得ない理由……

受講義務が発生した時点において当該年度に予定されていた講習がすべて終了している場合等を指します。

したがって、選任運行管理者の自己都合等による理由は原則やむを得ない理由に該当しませんのでご注意ください。

(新型コロナウイルス感染防止対策については、各認定機関とも必要な対策を講じており、このことをもってやむを得ない理由とすることはできません。)

運行管理者指導講習手帳はご自身が受講した講習を証明する大切な書類です

運行管理者または補助者として選任を受けている方は
適正化実施機関の巡回指導、各種安全認定を受けるための審査、行政の立入監査の際に
手帳に記録された内容について担当官等から確認を求められることがあります。

講習修了時、手帳に記録された内容を確認してください

- 初めて手帳の交付を受けるまたは手帳の再交付を受けたとき
氏名、生年月日、顔写真、講習の種類、受講年月日、講習実施者の証明（実施者の印等）
- 既に手帳は持っていて、講習を受講したとき
講習の種類、受講年月日、講習実施者の証明（実施者の印等）

記載漏れ、紛失等は**受講した実施機関**へお問い合わせください。



運行管理者指導講習実施機関一覧（中部管内・詳細は各機関にお問い合わせください）

各県（愛知、静岡、岐阜、三重、福井）	
認定機関名	独立行政法人 自動車事故対策機構
認定年月日	【旅客】平成14年2月1日 【貨物】平成13年9月1日
所在地	各都道府県の支所所在地
問い合わせ先	愛知 052-218-3017(名古屋主管) 静岡 054-687-3017 岐阜 058-263-5128 三重 059-350-5188 福井 0776-22-6006
認定を受けている講習の名称	旅客(基礎講習、一般講習、特別講習) 貨物(基礎講習、一般講習、特別講習)

愛知県		認定機関名	中部交通共済協同組合
認定機関名	ヤマト・スタッフ・サプライ株式会社	認定年月日	令和3年10月26日
認定年月日	平成16年2月13日	所在地	愛知県名古屋市中区伊勢山2-5-21
所在地	東京都江東区青海2-4-32 タイム24ビル11F 北棟	問い合わせ先	052-715-5000
問い合わせ先	052-228-9770(中部研修センター)	認定を受けている講習の名称	貨物(一般講習)
認定を受けている講習の名称	貨物(基礎講習、一般講習)	静岡県	
認定機関名	日本ローカルネットワークシステム 協同組合連合会	認定機関名	株式会社 柿澤学園 (スルガ安全教育センター)
認定年月日	平成25年4月11日	認定年月日	平成27年12月2日
所在地	愛知県名古屋市中村区名駅3-22-8	所在地	静岡県静岡市清水区興津中町522-1
問い合わせ先	052-589-2216	問い合わせ先	0120-017-120
認定を受けている講習の名称	旅客(基礎講習、一般講習) 貨物(基礎講習、一般講習)	認定を受けている講習の名称	旅客(基礎講習、一般講習) 貨物(基礎講習、一般講習)
認定機関名	一般社団法人愛知県トラック協会 中部トラック総合研修センター	認定機関名	株式会社 田方自動車学校
認定年月日	平成27年12月2日	認定年月日	平成27年12月2日
所在地	愛知県みよし市福谷町西ノ洞21番地127	所在地	静岡県田方郡函南町間宮891番地の1
問い合わせ先	0561-36-1010	問い合わせ先	055-978-2452
認定を受けている講習の名称	貨物(基礎講習、一般講習)	認定を受けている講習の名称	貨物(基礎講習、一般講習)
認定機関名	株式会社はちどり (コアドライブ安城)	認定機関名	学校法人 静岡自動車学園
認定年月日	平成29年7月26日	認定年月日	平成28年6月15日
所在地	愛知県安城市北山崎町北浦50番地	所在地	静岡県静岡市葵区宮前町71番地の1
問い合わせ先	0566-76-8181	問い合わせ先	054-262-7562
認定を受けている講習の名称	旅客(基礎講習、一般講習) 貨物(基礎講習、一般講習)	認定を受けている講習の名称	旅客(基礎講習、一般講習) 貨物(基礎講習、一般講習)

運行管理者指導講習実施機関一覧（中部管内・詳細は各機関にお問い合わせください）

認定機関名	株式会社 総合自動車学校	三重県	
認定年月日	平成29年2月6日	認定機関名	株式会社 津ドライビングスクール
所在地	静岡県浜松市東区和田町700番地	認定年月日	令和2年2月12日
問い合わせ先	053-461-6633	所在地	三重県津市博多町3-15
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）	問い合わせ先	059-224-0188
岐阜県		認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）
認定機関名	株式会社 大原自動車学校	認定機関名	桂土地 株式会社 （上野自動車学校）
認定年月日	平成25年7月17日	認定年月日	令和2年2月12日
所在地	岐阜県多治見市幸町7-29-1	所在地	三重県伊賀市野間233
問い合わせ先	0572-27-2356	問い合わせ先	0595-21-1000
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）	認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）
認定機関名	株式会社 那加自動車教習場 （那加自動車学校）		
認定年月日	平成25年9月19日		
所在地	岐阜県各務原市那加西那加町28		
問い合わせ先	058-389-2525		
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）		
認定機関名	株式会社 ポラリス （福富自動車教習所）		
認定年月日	平成30年11月30日		
所在地	岐阜県岐阜市福富西ノ山2064-1		
問い合わせ先	058-229-1124		
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）		
認定機関名	株式会社 西濃自動車学校		
認定年月日	平成31年2月14日		
所在地	岐阜県海津市平田町今尾600		
問い合わせ先	0584-66-2450		
認定を受けている講習の名称	旅客（基礎講習、一般講習） 貨物（基礎講習、一般講習）		

3. 法令等の改正・お知らせ

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

通達「自動車事故報告書等の取扱要領」の一部が改正されました

事故の直接的推定原因が「**居眠り**」または「**漫然運転**」で、
かつ

- 事故以前から睡眠時無呼吸症候群を発症しており、事故当時も治療を継続
- 事故前の症状等から、睡眠時無呼吸症候群を発症していたと推定
- 事故後の診察により事故当時睡眠時無呼吸症候群を発症していたとの診断結果

等、当該運転者が事故当時、睡眠時無呼吸症候群を発症または発症の疑いがもたれた場合、
自動車事故報告書とともに当該通達の別表2「**運転者の健康状態に起因する事故の調査事項**」の提出が必要となりました。

自動車事故報告書等の取扱要領

別表2 運転者の健康状態に起因する事故の調査事項

1. 事業者

- (1) 氏名又は名称及び住所
- (2) 営業所の名称及び住所
- (3) 事業の種類
- (4) 営業所の運転者数及び車両数

2. 事故等の概要

- (1) 発生年月日
- (2) 発生場所
- (3) 道路の状況 ①道路名 ②幅員 ③勾配 ④道路の形態等
- (4) 車両 ①登録番号 ②車名 ③型式 ④年式
- (5) 運転者 ①氏名 ②年齢 ③経験年数 ④採用年月日 ⑤選任年月日
- (6) 事故等の状況(当日の運行状況及び車両停止に至った状況を含む)
- (7) 損害
- (8) 推定原因
- (9) 事故処理の状況

自動車運送事業者における

睡眠時無呼吸症候群対策マニュアル

～SAS対策の必要性和活用～

(平成27年8月25日国土交通省自動車交通局)

もご利用ください。

<https://www.mlit.go.jp/common/001101506.pdf>

自動車交通部自動車監査官からのお知らせ

旅客（タクシー）

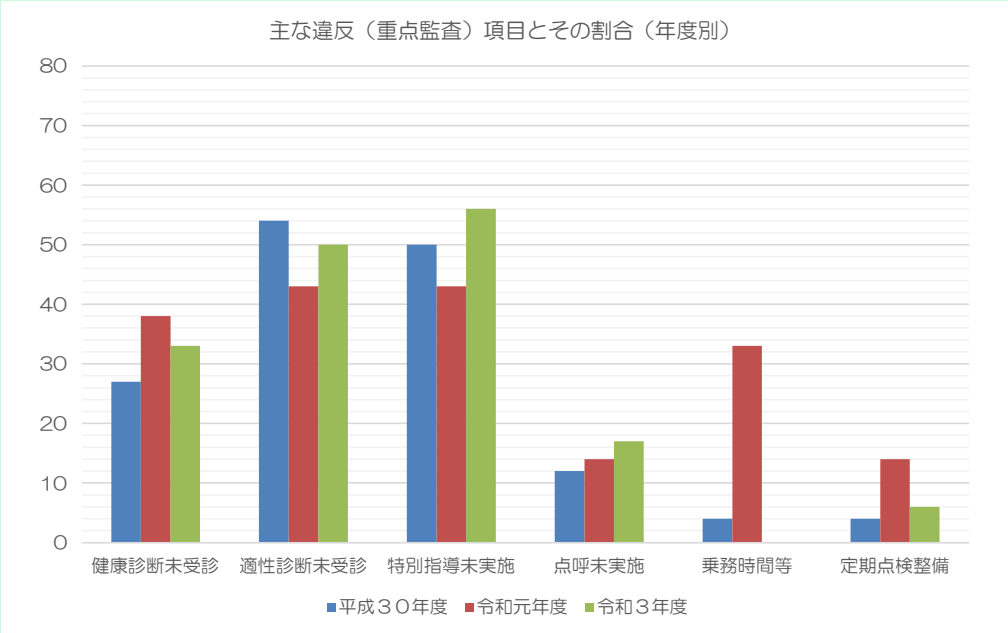
令和4年1月に実施したタクシー事業者に対する集中監査月間の結果、中部運輸局管内407事業者（令和3年3月31日現在）のうち24事業者に対して監査を実施し、18事業者について法令違反を確認しました。

特に「健康診断未受診」、「適性診断未受診」、「適性診断結果に基づく特別指導の未実施」について、多くの違反を確認しました。

引き続き**適性診断**や**健康診断**の受診及び診断結果に基づく**指導の徹底**をお願いします。

法令違反の状況

管轄支局	監査事業者数	違反事業者数	重点監査項目に係る違反状況					
			健康診断未受診	適性診断未受診	特別指導未実施	点呼未実施	乗務時間等	定期点検未実施
愛知	8	7	2	5	5	2	—	1
静岡	4	4	2	3	3	—	—	—
岐阜	6	3	2	1	1	—	—	—
三重	3	2	—	—	—	—	—	—
福井	3	2	—	—	1	1	—	—
計	24	18	6	9	10	3	—	1
令和元年度計	34	21	8	9	9	3	7	3



自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定及び改正されました

① 「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました

- 事業用自動車の運転者が疾病により運転を継続できなくなる事案は依然として多く発生しています。その中で高度の視野障害を有する運転者が、自身の疾患に気付かず運転を継続している場合、信号や標識を見落とすなどにより、重大事故を引き起こす可能性が高まります。
- 運転者の視野障害が原因となる事故を防ぐために自動車運送事業者が知っておくべき内容や取り組む際の手順等を具体的に示した「自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル」が策定されました。

自動車運送事業者における視野障害対策マニュアル【概要版】

本マニュアルの狙い

- 運転者の視野障害が運転リスクとなることを周知し、交通事故を防ぐために事業者が取り組むべき内容について理解を促す。
- 眼科健診・眼科精密検査と治療、そして受診前の準備から受診後の対応までの一連の流れを具体的に示し、視野障害の早期発見・治療継続を促進する。

視野障害を自覚しないまま運転を継続していると・・・

信号や歩行者等を見落とし、重大事故を引き起こす原因になりかねません！

視野(見える範囲)が狭くなったり、一部が欠けたりする視野障害は、症状が進行するまで自覚しにくいという特徴があります。

視野障害の早期発見・治療の継続が重要

<視野障害の原因疾患>
2018年、18才以上の視覚障害者手帳

社内での眼科健診の受診・眼科精密検査の受診を検討し、運転者が健康で安全に業務ができる職場環境にしましょう。

本マニュアルのポイント

知識

1章

- ★ 視野が狭くなったり一部欠けたりする視野障害を自覚せずに運転を続けることで重大事故を起こす可能性がある。
- ★ 視野障害の早期発見と治療の継続により、運転者の運転寿命を延伸できる。

実践

視野障害の早期発見と運転寿命を延伸するための実施事項

2章-1 運転者への理解促進

運転者に対して、視野障害に関する理解を促すため、社内教育や施策(簡易スクリーニング検査手法の導入・実施等)を実施する。

2章-2 眼科健診の受診と対応

定期健康診断において、視力検査のほか、眼底検査・眼圧検査等の追加検査(眼科健診)を勧める。健診で異常あり、または異常の疑いがある場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

2章-3 視野障害に関する注意すべき症状の把握

「疾患を見逃さないために」に注意すべき症状について運転者に周知する。また、日頃から点呼等で症状の有無を確認し、症状が現れた場合は、眼科精密検査の受診を指導する。

眼科精密検査の受診を指導する

事業者が実施

4章-5 個別の状況判断および産業医との相談の上、就業上の措置(運転指導や経過観察等)を講じる

https://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha02_hh_000491.html

または
「自動車運送事業者における視野障害対策」で検索願います。

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

自動車運送事業者向けのマニュアルが策定及び改正されました

② 「自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う一般的な指導及び監督の実施マニュアル」の一部が改訂されました

1. 背景・必要性

事業用自動車による飲酒運転の根絶に向けて、「事業用自動車総合安全プラン」に飲酒運転ゼロを掲げて各種取組を実施してきたところであるが、未だ根絶に至っていません。

また、令和3年6月に発生した飲酒した運転者による自家用トラックの事故を受けて取りまとめられた「通学路等における交通安全の確保及び飲酒運転の根絶に係る緊急対策」(令和3年8月4日「第2回交通安全対策に関する関係閣僚会議」決定)において、「運転者の指導・監督時の実施マニュアルにアルコール依存症関係の記載について拡充すること」とされているところです。

これらの状況を踏まえると、飲酒傾向の強い運転者に対する適切な指導監督の実施に参考となる情報を記載することが必要であることから、アルコール依存症に関する基礎知識の記載を拡充するとともに、対応方法の例、治療法等の医学的知見や運送事業者の取組事例を新たに記載することとしました。

2. 改訂内容

アルコール依存症に関する基礎知識【記載拡充】

対応方法の例【新規記載】

治療法等の医学的知見【新規記載】

運送事業者の取組事例【新規記載】

自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う
一般的な指導及び監督の実施マニュアル
《第1編 概要編》



トラック事業者編

<https://www.mlit.go.jp/jidosha/anzen/03safety/instruction.html>

または

「指導監督実施マニュアル」で検索願います。

自動車交通部旅客第一課からのお知らせ

旅客（バス）

○乗合バス事業者様へ

中部運輸局管内で、最近次の事例の発生が散見されています。同様事例が発生しないよう、社内管理体制の確認や運転者指導の徹底をお願いします。

① 路線バスにおいて、乗客がいないため終点手前で運行中断し帰庫してしまった事例

→ **別紙チラシ**（次のスライドをご参照ください）

② 運転者が終点等で車内点検を確実に実施せず、車内に乗客を閉じ込めた事例

→ 猛暑・寒冷時の長時間の車内閉じ込めは、乗客へ重大な影響を及ぼす事態も考えられます。運転者による車内点検の確実な実施、乗務後点呼時の運行管理者による運転者への確認の徹底

○貸切バス事業者様へ

実質的な下限割れ運賃防止等の取引環境の適正化のため、手数料等に係る記載を追加。

① 運送の申込者に対して交付する**運送引受書**の記載事項に、当該運送に係る手数料等の額を追加（令和元年8月～）

② 毎事業年度に報告する**事業報告書**の記載項目に、手数料等を追加（令和2年4月～）

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

輸送の安全を確保し、持続的な物流機能を維持するため、台風等による異常気象時下における輸送の目安を定めました。（令和2年2月28日）

昨今の異常気象が多発している状況を踏まえ、雨や風等の強さに応じた車両へ与える影響を示すとともに、輸送の安全を確保するための措置を講じる目安について、通達として定めました。

参考：全日本トラック協会ホームページ（通達やリーフレットが掲載されています）

<http://www.jta.or.jp/kotsuanzen/anzen/anzenkakuho202003.html>

自動車交通部貨物課からのお知らせ

トラック

貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律（議員立法）

トラック運送業においては、トラックドライバー不足により物流が滞ることのないよう、ドライバーの労働条件の改善等を図るため、第197回国会（臨時国会）において、議員立法により貨物自動車運送事業法の改正が行われました。

改正の概要

1. 規制の適正化

- ① 欠格期間の延長等
- ② 許可の際の基準の明確化
- ③ 約款の認可基準の明確化

2. 事業者が遵守すべき事項の明確化

- ① 輸送の安全に係る義務の明確化
- ② 事業の的確な遂行のための遵守義務の新設

3. 荷主対策の深度化

- ① 荷主の配慮義務の新設
- ② 荷主勧告制度（既存）の強化
- ③ 国土交通大臣による荷主への働きかけ等の規定の新設

【平成35年までの時限措置】

4. 標準的な運賃の告示制度の導入 【平成35年までの時限措置】

国土交通大臣が、標準的な運賃を定め告示出来る

施行日：1. 及び2. 令和元年11月1日 3. 令和元年7月1日 4. 令和元年12月14日 【標準的な運賃の告示日は令和2年4月24日】

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルスに係る予防・まん延防止の徹底について（要請）

感染を予防するため、マスクの着用、咳エチケット、手洗い等の感染対策について、徹底をお願いします。

また、従業員に新型コロナウイルスの感染等が確認された場合には、速やかに中部運輸局又は最寄りの運輸支局に対して御報告願います。

（参考）

内閣官房新型インフルエンザ等対策室ホームページ「新型コロナウイルスに関連した感染症対策に関する対応について」

https://www.cas.go.jp/jp/influenza/novel_coronavirus.html

厚生労働省ホームページ「新型コロナウイルスに関するQ & A（一般の方向け）」

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/engine_fever_qa_00001.html

中部運輸局ホームページ「新型コロナウイルスの予防・まん延防止について」

http://www.tb.mlit.go.jp/chubu/corona/corona_index.html

連絡先（電話番号）

- ・ 愛知運輸支局：052－351－5382
- ・ 静岡運輸支局：054－261－7622
- ・ 岐阜運輸支局：058－279－3715
- ・ 三重運輸支局：059－234－8412
- ・ 福井運輸支局：0776－34－1603
- ・ 中部運輸局自動車技術安全部保安・環境課
：052－952－8044
- ・ 国土交通省自動車局安全政策課
：03－5253－8111（代

表）

自動車技術安全部保安・環境課からのお知らせ

全業態

新型コロナウイルス感染症対策下における アルコール検知器の取扱いについて(本省事務連絡)

1. アルコール検知器の除菌について

アルコール検知器を介しての感染に関し、新型コロナウイルスのみならず他の感染症については、ストローを使用者ごとに取り替える等により、使用者同士で直接的に接触しないことから、感染する可能性は極めて低いと考えられます。

このため、アルコール検知器を除菌することや、車両に備えられている携帯型アルコール検知器を活用する等複数の検知器を使用すること等により感染防止を徹底することも一案です。除菌に際しては、機器によって適切な除菌方法が異なることから、自社で使用する検知器のメーカーに問い合わせることが適当です。(※1)

2. アルコール検知器の誤検知の防止について

手指や検知器をアルコールで除菌した直後にアルコール検知器を使用すると、揮発したアルコールにより誤検知する可能性があることから、必要に応じてアルコール検知器協議会の作成したチラシ(※2)を参考にすること、除菌後一定時間を置いてからアルコール検知器を使用すること等の措置を採ることが適当です。

(※1) 問合先については、アルコール検知器協議会ホームページ内に掲載予定です。

(※2) アルコール検知器協議会ホームページ内「新型コロナウイルス対策に対応したアルコール検知器の使用にあたっての留意事項」(次のスライドも合わせてご参照ください)

<https://j-bac.org/topics/2020/95195/>

バスの **シカク** にご用心

愛知運輸支局からお知らせ

全業態

停車中のバスの近くを
通行する際には、
引き続き、横断歩行者等に
ご注意ください
よろしくお願いいたします。

愛知県バス停留所安全性確保合同検討会

(事務局 国土交通省中部運輸局愛知運輸支局輸送・監査担当)

https://www.tb.mlit.go.jp/chubu/aichi/bus_stop/index.html



停車中のバスの前後は死角ができ、
走行中の車から歩行者が見えません。
バスを利用するときや、
停車中のバスの近くを走行するときは、
安全に十分に気をつけましょう。

バスのシカクにご用心

〔安全・安心なバス利用のためのポイント〕



焦りは禁物！

時間にゆとりあるご乗車を

バスへのかけこみ乗車やバスから急いで飛び
出すのは事故のもとです。
余裕を持ってバスをご利用ください。



油断は禁物！

バス停周辺の交通にご注意を

バス降車時は自転車の通行に気を
つけましょう。道路を横断する
時は、横断歩道を渡りましょう。

毎月11日は
横断歩道の日！

発行 | 愛知県バス停留所安全性確保合同検討会

国土交通省中部運輸局愛知運輸支局 / 中部地方整備局名古屋国道事務所 / 愛知県警察 / 愛知県 / 名古屋市 / 公益社団法人愛知県バス協会

4. 参考資料

最近発生した飲酒運転事案・事故

令和3年1月～12月、中部運輸局管内事業者関係分
(速報値)

業態	発生年月	時間	運転者	負傷者	概要	教訓
貨物	R3.1	午後8:20	50代 経験12年1ヶ月	なし	トラックが丁字交差点を右折しようとしたところ、進入速度が高かったため路外逸脱し、道路脇の崖に転落した。 現場に駆けつけた警察官の調べにより当該トラックの運転者は事故当時酒気帯び状態で運転していたことが判明、現行犯逮捕された。	➤ 健康診断等の結果を活用し、普段から飲酒する可能性のある運転者を把握することが重要。 (当該運転者の直近の健康診断では肝臓に異常があるとの所見が記録されていたが、これを生かせなかった。)
貨物	R3.2	午後0:54	40代 経験18年2ヶ月	なし	トラックが運行途中の飲食店駐車場で物損事故を起こし、事故処理に当たった警察官の調べで当該運転者が事故当時酒気帯び状態であったことが判明、現行犯逮捕された。 その後の調べで、当該トラックの運転者はその日の運行途中、休憩地点の高速道路SAで飲酒し、運行を再開後、当該事故を起こしていたことが判明した。	➤ 運転者の「主な職場」である車内の状況（作業道具、ゴミが散乱していないか等）を定期的にチェックするなど、運転者との信頼関係の下での管理体制の構築を図ることが重要。 (その後の調べで、当該運転者の運転していた車内にはその中から缶チューハイ等の空き缶が見つかり、また、事故直近の健康診断結果では肝臓の数値に異常があったなど、車内での常態的な飲酒が疑われる結果が判明した。)
貨物	R3.3	午前10:03	50代 経験28年	重傷1 軽傷1	トレーラが運行中、対向車線にはみ出し対向車両と衝突、事故処理のため駆けつけた警察官により当該トレーラの運転者が酒気帯びの状態でも事故を起こしていたことが判明、現行犯逮捕された。	➤ 運転者の「主な職場」である車内の状況（作業道具、ゴミが散乱していないか等）を定期的にチェックするなど、運転者との信頼関係の下での管理体制の構築を図ることが重要。 (その後の調べで、助手席に置いてあったクーラーボックスから酒類が出てきたほか、事故直近の健康診断では肝臓の数値に異常があったなど、飲酒運転を常態的に行っていた疑いがある。)
貨物	R3.6	午前3:35	60代 経験	なし	トラックが運行中、警察に呼び止められ検査の結果酒気帯び運転が判明、現行犯逮捕された。	(調査中)
貨物	R3.10	午前4:15	50代 経験	なし	トラックが運行中、警察に呼び止められ検査の結果酒気帯び運転が判明、現行犯逮捕された。	(調査中)

昨年飲酒運転による事案・事故が **5件発生**しています
(令和3年)

飲酒と運転の分離

(酒量に応じた間隔の確保) の徹底をお願いします！

旅客自動車運送事業運輸規則
貨物自動車運送事業輸送安全規則 の一部改正

全業態

整備管理者選任後研修の通知が廃止されました

今後選任後研修を受講する際は
事業者の管理の下以下①または②の時期に
計画的に受講させる必要があります

- ① 当該事業者において整備管理者として新たに選任した整備管理者の受講時期
 - ・ 選任届出をした年度又はその翌年度
- ② 研修を受けた整備管理者の次の受講時期
 - ・ 最後に研修を受けた年度の翌々年度（2年度ごと）

研修の受講は、各県の運輸支局へ申込期間中に受講申込
の上、受講していただく必要があります。

（研修実施日、申込期間等詳細については各運輸支局へお問い合わせください）

事業用自動車総合安全プラン2025について

- 事業用自動車の事故削減に向けた取組として、「事業用自動車総合安全プラン2025」が公表されました。
- 中部ブロックにおいてもこのプランを基礎とした取組計画を策定しております。
- これらの取組の主役は「事業者」「管理者」「運転者」のみなさまです。

令和2年の中部運輸局管内事業用自動車の事故発生状況を取りまとめました。

(Mission 1st運動HPに掲載しております)

事故発生状況 令和2(2020)年反映版
[2020_anpurajikotoukei.pdf \(mlit.go.jp\)](#)

Mission 1st運動のページ 

<https://wwwtb.mlit.go.jp/chubu/gian/mission1st.html>

世界に誇る安全な輸送サービスの提供を実現するために、行政・事業者・利用者の‘安全トライアングル’により、総力を挙げて事故の削減に取り組むべく、第11次交通安全基本計画と期間を合わせた事業用自動車の安全プランを策定。

ポイント

- 依然として発生する**飲酒運転、健康起因事故**等への対策、**先進技術の開発・普及**を踏まえた対策、**超高齢社会におけるユニバーサルサービス提供強化**を踏まえた事故防止対策
- 新型コロナウイルス感染症拡大、激甚化・頻発化する災害等に対し、**新たな日常**への移行に伴う事業環境変化における安全対策
- **重傷者数に対する削減目標**とともに、業態毎に一層の事故削減を図るため、**各業態の特徴的な事故に対する削減目標**を設定

【重点施策】

1.「新たな日常」における安全・安心な輸送サービスの実現

- ・ 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う運送労働環境の変化と付帯作業の増加への対応・激甚化・頻発化する災害への対応 等

2.抜本的対策による飲酒運転、迷惑運転等悪質な法令違反の根絶

- ・ 飲酒運転事故件数の近年の下げ止まりへの対応・社会的関心の高まる「あおり運転」への対応 等

3.ICT、自動運転等新技術の開発・普及推進

- ・ ICTを活用した高度な運行管理の実現・無人自動運転サービスに向けた安全確保 等

4.超高齢社会におけるユニバーサルサービス提供強化を踏まえた事故の防止対策

- ・ 依然として多発する乗合バスの車内事故への対応・高齢運転者事故への対応 等

5.原因分析に基づく事故防止対策の立案と関係者の連携による安全体質の強化

- ・ 各業態の特徴的な事故への対応・健康に起因する事故の増加への対応 等

6. 道路交通環境の改善

- ・ 高速道路から生活道路に至る道路ネットワークを体系的に整備し、道路の適切な機能分化を推進する 等

【事故削減目標】

＜全体目標＞

- ①24時間**死者数 225人以下**、バス、タクシーの**乗客死者数 ゼロ**
- ②**重傷者数 2,120人以下**
- ③**人身事故件数 16,500件以下**
- ④**飲酒運転 ゼロ**

＜各業態の個別目標＞

- 【乗合バス】 **車内事故件数 85件以下**
- 【貸切バス】 **乗客負傷事故件数 20件以下**
- 【タクシー】 **出会い頭衝突事故件数 950件以下**
- 【トラック】 **追突事故件数 3,350件以下**

「事業用自動車総合安全プラン2025」の重点施策を基礎とし、各県各モードの特色を踏まえ、中部ブロックの事業用自動車の事故等の削減を目指すため

「事業用自動車総合安全プラン2025中部ブロック取組計画」を策定する。

中部ブロック事故等削減目標

令和7年までに以下の目標達成を目指す（括弧内の数値は令和元年の発生状況）

【ブロック目標値の算定】 全国の目標値と全国の令和元年の発生状況と比較し、各項目で減少率を算出、中部ブロックの令和元年の発生状況に減少率を乗じたものをブロック目標値とした

ブロック全体	24時間死者数 <u>19人以下</u> (R1:29)
	重傷者数 <u>81人以下</u> (R1:132)
	人身事故件数 <u>1467件以下</u> (R1:3086)
	飲酒運転 <u>ゼロ</u> (R1:9)
バス	乗客の死者数 <u>ゼロ</u> (R1:0)
	死者数 <u>ゼロ</u> (R1:0)
	重傷者数 <u>5人以下</u> (R1:8)
	人身事故件数 <u>54件以下</u> (R1:106)
	飲酒運転 <u>ゼロ</u> (R1:0)
	乗合バス車内事故件数 <u>11件以下</u> (R1:33)
	貸切バス乗客負傷者数 <u>3件以下</u> (R1:11)
タクシー	乗客の死者数 <u>ゼロ</u> (R1:0)
	死者数 <u>ゼロ</u> (R1:0)
	重傷者数 <u>15人以下</u> (R1:21)
	人身事故件数 <u>423件以下</u> (R1:819)
	飲酒運転 <u>ゼロ</u> (R1:1)
	出会い頭衝突事故件数 <u>91件以下</u> (R1:209)
トラック	死者数 <u>19人以下</u> (R1:29)
	重傷者数 <u>61人以下</u> (R1:103)
	人身事故件数 <u>990件以下</u> (R1:2161)
	飲酒運転 <u>ゼロ</u> (R1:8)
	追突事故件数 <u>506件以下</u> (R1:914)

主な施策（プラン2025の施策に加え）

1. 最重点施策の設定

各県各モードで以下2種のテーマについて最重点施策を設定

- （選択項目）削減すべき事故類型1種
- （固定項目）飲酒運転ゼロ

1年ごとに効果把握、必要に応じ見直し

2. Mission 1st 運動の継続及び強化

新たに以下を重点項目として設定、具体的施策を立て実行

- ① 情報の「受信者」の明確化
- ② 情報の「質」の向上
- ③ 情報の「発信力」の向上

Mission 1st
～事故削減に向け、一つずつ着実に取り組む～

① 情報の「受信者」の明確化

最終的な事故等防止のキーマンは「運転者」であり、運転者に向けいかに必要な情報を伝えるか、情報を伝える側、受ける側それぞれをそれぞれの立場で明確化するとともに、情報発信体制の強化を図る。

② 情報の「質」の向上

引き続き好事例の発掘を行うほか、重大事故・飲酒運転事案等不適切な事象についても保安・環境課担当者が監査官が実施する特別監査等と同行し、再発防止の観点から情報収集を実施するなどして、情報の質の向上を図る。

③ 情報の「発信力」の向上

情報をより効果的に伝えるため、関係者それぞれで行なっていた情報発信の一部を、資源・予算ともに集約し、ブロック全体の取組として発信するとともに、新たなコンテンツの開発に取り組む。

また、当該取組は少なくとも新プランの運用年を通して取り組むこととし、取組の連続性を維持することによる関係者への発信力の維持・向上につなげる。

タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

現在、大型車の車輪脱落に対する「令和3年度緊急対策」を実施しています

事業者、ドライバー、整備工場の皆さんの協力をお願いします。

夏冬 タイヤ交換後の 大型車の車輪脱落事故に注意！

～大型車の車輪脱落事故を防ぐ新しい「お・ち・な・い」～



お

とさない！
脱落防止はまず点検。

事前の正しい点検が大きな事故を未然に防ぐ
唯一かつ最善な手段です。

ち

ちゃんと清掃、ちゃんと給脂！

ナットとワッシャーとの
隙間への注油も忘れずに！

- ボルト、ナットの錆や汚れを落とし、エンジンオイルなどを塗布してください。ナットをボルトの奥まで回転させるとき、ナットとワッシャーがスムーズに回転するか点検します。
- スムーズに回転しない場合、ボルトとナットはセットで交換してください。
- ボルトとナットは新品から4年経過後は入念に点検してください。



な

(ナット)
ット締め、トルクレンチを必ず使用！

- 適正なトルクレンチを用いて規定のトルクで確実に締め付けます。



- 初期なじみのため、タイヤ交換後50～100km走行後を目安に増し締めを実施してください。



い

ちにち一回、緩みの点検！

ホイールナットの緩み点検
インジケータの正しい使用
方法などがご覧いただけます



- 運行前にボルト、ナットを目で見て手で触って点検。



- 特に脱落が多い左後輪は重点的に点検を。



- ISO方式の場合は、目視で確認できるインジケータ装着による点検がより効果的です。



詳しくは、
こちらから！



国土交通省 自動車点検整備推進協議会 大型車の車輪脱落事故防止対策に係る連絡会 日本自動車工業会(日本自動車三業会) 日本トラック協会(UDTトラック) 全日本トラック協会 日本バス協会 全国自動車整備協会 日本自動車整備協会 日本自動車販売協会連合会 全国タイヤ商工業同組合連合会 日本自動車タイヤ協会 全国自動車部品同組合連合会 日本自動車部品同組合連合会 日本自動車輸入組合 日本自動車機械工具協会 日本自動車機械器具工業会 自動車用品小売業協会 日本自動車車体整備同組合連合会



タイヤ交換などホイール脱着時の不適切な取り扱いによる 車輪脱落事故が発生しています！

タイヤ交換作業にあたっては、【車載の「取扱説明書」】や【本紙表面に記載の「車輪脱落を防ぐ4つのポイント」】、【下記の「その他、ホイールナット締め付け時の注意点」】などを参照の上、正しい取り扱い(交換作業)をお願いします。

※ホイールナットの締め付けは、必ず「規定の締め付けトルク」で行ってください。
※ホイール取付方法には、JIS方式とISO方式の2種類があります。それぞれ正しい取り扱い方法をご確認ください。適切なタイヤ交換作業の実施をお願いします。

注意 ホイールナットの締め付け不足。アルミホイール、スチールホイールの取り扱いミス(誤組み付け、部品の誤組み)

その他、ホイールナット締め付け時の注意点

ホイールボルト、ナットの
潤滑について

ISO方式

ホイールボルト、ナットのねじ部と、ナットとワッシャーとのすき間にエンジンオイルなど指定の潤滑剤を薄く塗布し、回転させて油をなじませます。ワッシャーがスムーズに回転するか点検し、スムーズに回転しない場合はナットを交換してください。ナットの座面(ディスクホイールとの当たり面)には塗布しないでください。



ナットとワッシャーとの隙間への注油も忘れずに！

ディスクホイール、ハブ、ホイール
ボルト、ナットの清掃について

ディスクホイール取付面、ホイールナット当たり面、ハブ取付面(ISO方式では、ハブのはめ合い部も)、ホイールボルト、ナットの錆やゴミ、泥、追加塗装などを取り除きます。



ホイールナット
締め付け時の
注意点だよ！



ホイール締め付け方式

ホイールの締め付け方式には、球面座で締め付けるJIS方式と、平面座で締め付けるISO方式があります。また「排出ガス規制・ポスト新長期規制適合」大型車から、左右輪・右ねじとする「新・ISO方式」を採用しました。

ISO方式(8穴、10穴)

ホイールサイズとボルト本数(PCD)	19.5インチ: 8本(PCD275mm) 22.5インチ: 10本(PCD335mm)	ホイールのセンタリング	ハブインロー
ボルトサイズ ねじの方向	M22 左右輪: 右ねじ(新・ISO方式) 右輪: 右ねじ 左輪: 左ねじ(従来ISO方式)	アルミホイールの 履き替え	ボルト交換
ホイールナット 使用ソケット	平面座(ワッシャー付き)・1種類 33mm(従来ISO方式の一部は32mm)	後輪ダブルタイヤの 締め付け構造	ホイールボルト 平面座 ホイールナット (潤滑剤)
ダブルタイヤ	一つのナットで共締め		

詳しい情報は、日本自動車工業会HPをご覧ください。

http://www.jama.or.jp/truck-bus/wheel_fall_off/



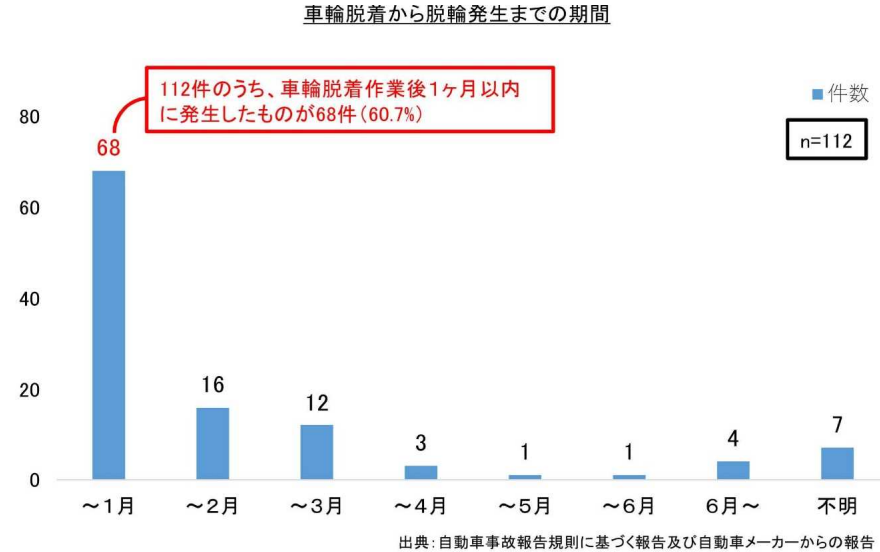
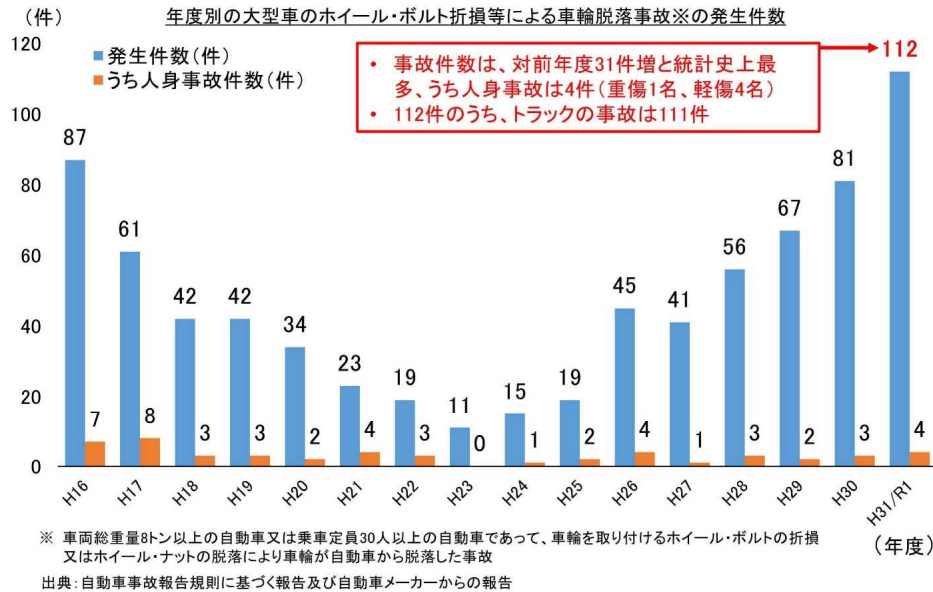
タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

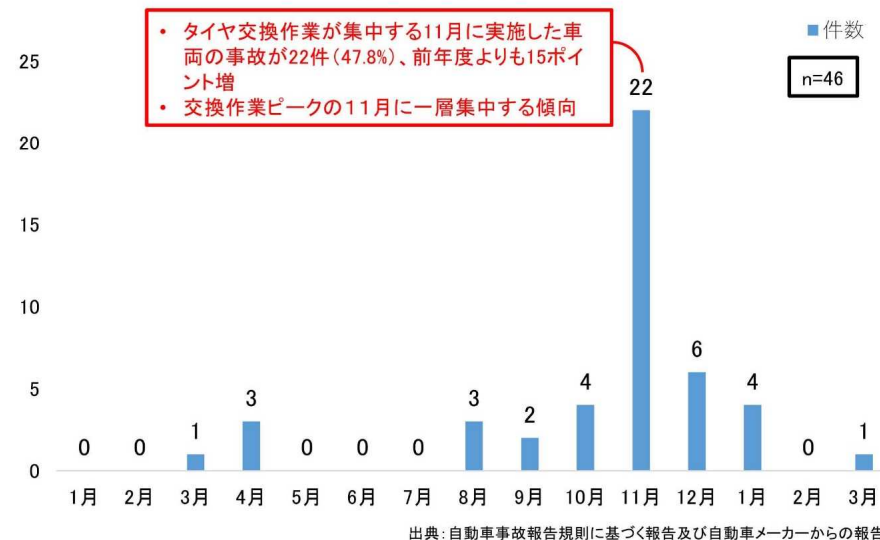
トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

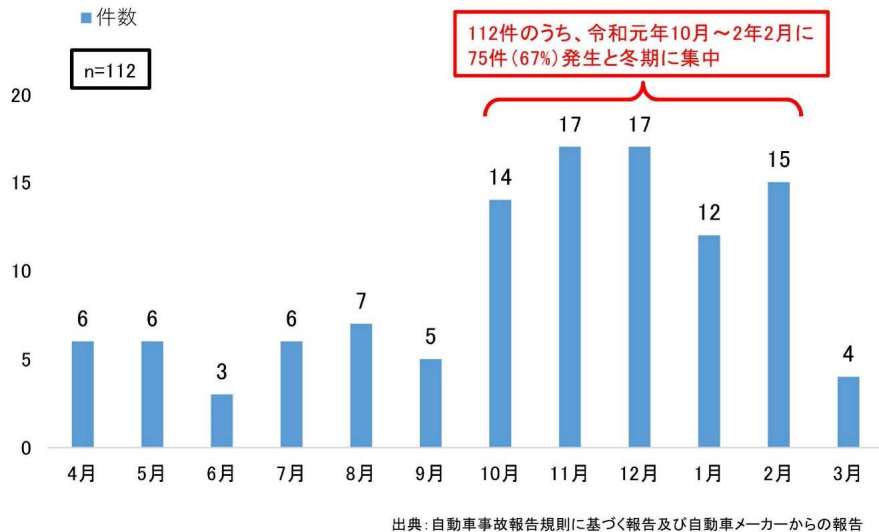
車輪脱落事故発生状況（令和元年度）



車輪脱落事故発生直前の3ヶ月以内に「タイヤ交換」を実施した車両の事故件数（タイヤ交換実施月別）



車輪脱落事故の月別発生件数



タイヤ交換後の大型車の車輪脱落事故に注意

旅客（バス）

トラック

夏タイヤから冬タイヤへの交換時期に大型車の車輪脱落事故が多発しています

車輪脱落事故の恐ろしさについて知っていただくため「大型車の車輪脱落事故防止啓発ビデオ」を公開しています



↑
大型車の
車輪脱落事故
防止啓発ビデオ
(YouTube)



①時速60km/hで走行しているトラックからタイヤを放出



②タイヤは30m先の男性（人形）とベビーカーに衝突し、男性とベビーカーは約4m飛ばされました。



③男性の体はタイヤに沿うように折れ曲がり、頭もタイヤに打ち付けられました。



④男性は、頭蓋骨骨折、3箇所以上の肋骨骨折、脊髓損傷、大腿骨骨折の傷害を負う結果となりました。

路線バス事業者、コミュニティバスを運営している地方公共団体のご担当者様へ

【別紙】

運行計画どおりに、路線バスを運行していますか？

～あらかじめ届出を行わず、バスの運行を中断することは違反です～

系統途中での運行中断について

- 路線バス（路線定期運行の一般バス）が、終点手前の停留所で運行を中断する事例が発生しています。
- 運行計画によらず系統途中で運行を中断することは、旅客の有無に関わらず、道路運送法（※）の違反となり、行政処分の対象となることがあります。

【運行中断に対する行政処分の状況】

平成28～30年度 5件の違反があり、行政処分（車両の使用停止等）

※道路運送法 第16条第1項（事業計画に定める業務の確保）

一般旅客自動車運送事業者は、天災その他やむを得ない事由がある場合のほか、事業計画（路線定期運行を行う一般乗合旅客自動車運送事業者にあつては、事業計画及び運行計画：次項において同じ。）に定めるところに従い、その業務を行わなければならない。

しかし、あらかじめ手続きを行うことで、一定の場合に運行の効率化を図ることが可能です。

効率的な運行について

※詳しくは、平成18年3月23日付け事務連絡「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」（裏面）を参照。

○効率的な運行が認められる場合（一般バス）

終点停留所の一つ前の停留所に旅客が存在せず、乗車中の旅客が存在しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所まで回送する場合。



○運行計画の届出手続き

運行計画の届出内容の欄に、効率的な運行の形態、運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、あらかじめ届出することが必要。

○実施する上での留意事項

- ・ 必ず運行管理者から道路交通法に抵触しない方法で連絡及び指示を受けて回送すること
- ・ 回送の際は、関係法令に抵触することなく、地域住民にも十分配慮した方法で行うこと 等

問い合わせ先：国土交通省 中部運輸局

自動車交通部 旅客第一課（052-952-8035）

愛知運輸支局 輸送・監査担当（052-351-5312）

静岡運輸支局 輸送・監査担当（054-261-2898）

岐阜運輸支局 輸送・監査担当（058-279-3714）

三重運輸支局 輸送・監査担当（059-234-8411）

福井運輸支局 輸送・監査担当（0776-34-1602）

平成18年3月23日付け
事務連絡
「一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて」

記

事務連絡
平成18年3月23日

各地方運輸局自動車交通部 殿
沖縄総合事務局運輸部長 殿

自動車交通局旅客課長

一般バス等の効率的な運行に係る道路運送法上の取扱いについて

昨年10月、静岡県内の乗合バス事業者において、運行計画に定める運行系統の終点まで運行せず、運転者の判断により運行を中断し、帰庫するという事例が発覚したところである。

この事例では、数ヶ所の停留所において、乗客の存否を確認しないまま、当該運行系統の途中から運行を中断し、回送扱いとして帰庫しており、事業計画及び運行計画に定めるところに従いその業務を行わなかった点が問題となった。

事業計画及び運行計画に定める業務の確保については、適切に対処すべきところであるが、一方で、駅前等の渋滞解消等交通環境への配慮及び事業効率化等の観点から、一般バス等の効率的な運行については、十分配慮することが必要である。このため、今般、下記1.に掲げる場合に該当することについて、運転者が確実に確認を行った上で、運行管理者の指示を受けている場合であつて、2.に掲げる事項を遵守しているときに限り、旅客の利便を阻害しないものとして効率的な運行を認めることとしたので、業務の実施に遺漏なきよう取り計らわれたい。

1. 効率的な運行として認める場合

(1) 一般バス

① 一般バス路線における運行系統であつて、終点停留所の一つ前の停留所に乗客が存しないことを確認し、かつ、乗車中の旅客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

② 一般路線における運行系統であつて、乗車専用または降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

(2) 高速バス

① 高速バス路線における運行系統であつて、乗車専用又は降車専用のクロースドアで制限している停留所において、始発停留所からの旅客の乗車が存しないこと、かつ、乗車専用停留所に乗客が存しないことを確認した上で、帰庫又は始発停留所までの回送をする場合。

② 高速バス路線における運行系統であつて、始発停留所及び乗車専用停留所において旅客を乗車させた後、終点停留所までの降車専用の停留所区間において旅客が途中停留所で全て降車し車内に存しないことを確認した上で、帰庫又は終着地までの回送をする場合。

③ ①及び②に規定するもののほか、予約制を取っている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所等において予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

(3) 定期観光バス

① 定期観光バス路線における運行系統であつて、始発停留所からの旅客の乗車が存しないことを確認した上で、回送し、帰庫する場合。

② ①以外の場合であつて、予約制をとっている運行形態であるときに、事前予約客がなく、かつ、始発停留所で予約によらない乗客が皆無であることを確認した上で回送し、帰庫する場合。

2. 事業者の遵守事項

(1) 1. の場合における運行（以下「当該運行」という。）を行う場合は、運行計画の届出内容の欄に新設・変更される具体的な運行形態及び運行に必要な運行管理者の指示事項を記載し、届け出ること。

(2) 当該運行を行う場合は、あらかじめ運転基準（運輸規則第27条第1項）中「5 その他運行の安全を確保するために必要な事項」を記載し、運転手に適切な指導をすること。また、運行表（運輸規則第27条第2項）に「運行に必要な事項」を記載した上で運転者へ提示すること。

さらに、乗務記録（運輸規則第25条第1項第3号）についても、乗務の終了地点及びその乗務した距離を記録するよう、運転者に指導すること。

(3) 当該運行を行う場合は、道路交通法第71条第1項第5の5号に規定する運転者の遵守事項に抵触しない方法で、運行管理者との連絡及び指示を必ず受けてから回送することとし、帰庫等への道路状況についても、狭隘な道路は回避する等、関係法令に抵触することなく、また、地域住民にも十分配慮した方法で回送すること。

全業態

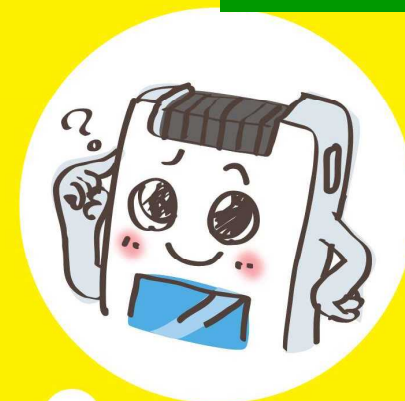


COVID-19

新型コロナウイルス対策に対応した アルコール検知器使用

にあたっての留意事項

新型コロナウイルスの対策として、手洗いとアルコール除菌が基本となっていますが、手指や検知器をアルコールで除菌した直後の測定による誤検知が散見されています。このため当協議会では、新型コロナウイルス対策を徹底しつつ、アルコール除菌による誤った判定を防ぐために、以下の4つの手順を推奨します。



手順①

手指を
アルコール除菌



手順②

石鹸で手指洗い



手順③

アルコール検知器
の使用



手順④

手指を
アルコール除菌



- ◎アルコール検知器を使用する際は、室内を事前に十分換気するか、風通しの良い環境を確保してください。
- ◎手指用のアルコール除菌剤は高濃度のアルコールが含まれており、特にジェルタイプの場合手指に付着したアルコールが完全に乾燥するまで時間がかかることがありますので、十分石鹸で手指洗いを行ってからアルコール検知器を使用してください。
- ◎また、アルコール検知器の近くに、アルコール消毒液又はアルコールを含む除菌剤や手指洗浄剤を置かないでください。数値表示したり、数値がゼロに戻りにくくなる可能性があります。

※アルコール検知器の除菌方法は、各社の機器特性もありますので、ご使用メーカーにお問い合わせください。



アルコール検知器協議会
JAPAN BREATH ALCOHOL TESTING CONSORTIUM

